



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

**健康保険料** 標準賞与額 × 1000 分の 50.15 (保険料上限 270,810 円)

**介護保険料** 標準賞与額 × 1000 分の 8.6 (保険料上限 46,440 円)

**厚生年金保険** 標準賞与額 × 1000 分の 87.37 (保険料上限 131,055 円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の 1,000 円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は 50 錢以下切り捨て、51 錢以上は 1 円に切り上げ

**雇用保険料** 賞与支給額 × 1000 分の 5 (建設業は 1000 分の 6)

※ 円未満端数処理は 50 錢以下切り捨て、50 錢 1 厘以上は 1 円に切り上げ  
ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

※ 賞与支給月に退職等で資格喪失した場合 (退職日の翌日が賞与支給月の場合)、健康保険・  
介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で  
返金して下さい)。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。

## 高額療養費制度が平成 27 年 1 月から変わります！

高額療養費の自己負担限度額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成 27 年 1 月診療分より、70 歳未満の所得区分が 3 区分から 5 区分に細分化されます。  
(70 歳～75 歳未満の方は変更ありません。)

※ 平成 27 年 1 月 1 日以降、以前の区分表記の限度額適用認定証等は使用できませんので  
ご注意ください。

〈平成 26 年 12 月 31 日まで〉

所得区分

①区分 A

(標準報酬月額 53 万円以上の方)

②区分 B

(区分 A および区分 C 以外の方)

③区分 C (低所得者)

(被保険者が市区町村民税の非課税者等)

〈平成 27 年 1 月 1 日から〉

所得区分

①区分 A

(標準報酬月額 83 万円以上の方)

②区分 B

(標準報酬月額 53 万円～79 万円の方)

③区分 C

(標準報酬月額 28 万円～50 万円の方)

④区分 D

(標準報酬月額 26 万円以下の方)

⑤区分 E (低所得者)

(被保険者が市区町村民税の非課税者等)

### 標準報酬月額とは

※標準報酬月額とは実際の給与の額ではなく、等級で区分した仮の報酬として設定し、それぞれの被保険者の実際の給与月額を当てはめて計算を行います。基本的には**4・5・**

**6月に支払われた給与の総額（交通費含む）の平均で決定**されますが、給与額が昇給・降給などにより大幅に変動したときにも改定が行われます。

### 自己負担限度額とは

高額療養費の自己負担限度額は、年齢および所得状況により設定されています。

#### 【70歳未満】

〈平成26年12月診療分まで〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※
①区分A (標準報酬月額 53万円以上の方)	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
②区分B (区分Aおよび区分C以外の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
③区分C (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)「区分A」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分A」の該当となります。

〈平成27年1月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※
①区分ア (標準報酬月額 83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ (標準報酬月額 53万円~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③区分ウ (標準報酬月額 28万円~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ (標準報酬月額 26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ（低所得者） (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※多数該当とは、療養を受けた月以前1年間に3か月以上の高額療養費の支給を受けた場合は、**4か月目から「多数該当」**となり、自己負担限度額が軽減されます。

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部

TEL 082-568-1022

今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。